

# 藤井寺市柏原市学校給食組合会計年度任用職員任用規則

令和 2 年 3 月 31 日  
規 則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職及び任用数)

第2条 会計年度任用職員の職及び任用数は、任命権者が別に定める。

(任用)

第3条 会計年度任用職員の任用は、競争試験又は選考（以下「試験等」という。）により行う。

- 2 会計年度任用職員の任用の手續並びに試験等の方法は、任命権者が別に定める。
- 3 試験等は、公募によることとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。
  - (1) 前年度に設置されていた職に任用されていた者を引き続き当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合
  - (2) 職務の性質から、公募により難いと任命権者が認める場合
- 5 前項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、2回を上限とする。
- 6 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件の全てを満たす者に限り認めるものとする。
  - (1) 第4項第1号に規定する能力の実証の結果が良好であること。
  - (2) 休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数）が、原則として任用期間中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達していないこと。ただし、傷病を原因とする病気休暇（公務災害等の認定を受けた病気休暇を除く。）及び法第28条第2項第1号に規定する休職をする者について、任期満了時において概ね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると認める場合は、この限りでない。
  - (3) 前年度及び当年度において、法第29条及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和55年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第2号）において準用する藤井寺市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第30号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。

(任期)

第4条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該期間の範囲内において任期を更新することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に設置された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用されていた職員又は地方公務員法第17条の規定により採用されていた一般職の非常勤職員については、第3条第4項第1号の前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の職に任用されている職員が、公募によらない再度任用により、会計年度任用職員に任用された場合における当該職員の第3条第5項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

(施行前の準備等)

4 この規則による会計年度任用職員の競争試験、選考その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、これを行うことができる。

別表（第3条関係）

事 由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	1日	1日
病気休暇	1日	1日
私事欠勤	1日	3日
無届欠勤	1日	4日
遅刻、早退、一時外出	3回	1日